

令和2年10月1日

普通預金口座をお持ちのお客様  
並びに新規開設されるお客様へ

苫小牧信用金庫

普通預金口座の取引活性化のお願い並びに  
口座の不正利用防止のための「未利用口座管理手数料」の新設について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。当金庫ではお客様にお持ち頂いております普通預金口座につきまして、給料振込・年金振込・自動振替等により普通預金口座の取引を活性化し、未長くご利用頂きたいと考えております。

昨今、長期間に渡り取引のない口座が金融犯罪に利用される事象が発生しておりますことからあらためて普通預金口座のご利用をお願い致しますとともに、この度、当金庫普通預金規定の定めにより、平成16年10月1日以降に開設され、2年以上一度も預入れまたは払出し等のお取引のない普通預金口座を対象に下記の「未利用口座管理手数料」を新設し、金融犯罪の防止に向けて取組むこととしましたのでお知らせ致します。

◆本手数料は令和2年10月1日を導入基準日として、平成16年10月1日以降に開設された普通預金口座を対象に、今後2年間取引がない場合に令和4年10月より手数料として頂くもので、常日頃入出金や口座振替のお取引があるお客様から手数料を頂くことはございません。

記

未利用口座管理手数料

導入基準日	令和2年10月1日(手数料徴求は令和4年10月以降)
適用口座	平成16年10月1日以降に開設された普通預金口座
対象となる口座 (未利用口座)	最後の預入れ(当該普通預金の利息入金を除く)または払戻し(本手数料の引落しを除く)から2年以上、預け入れまたは払戻しが無い普通預金口座(総合口座・決済用預金を含む)。 但し、次の口座を除きます。 ① 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ② 後見制度支援預金 ③ 同一店舗で、他に定期性預金、預かり金融資産(国債、投信、保険等)および融資取引(カードローン契約を含む)がある場合 ④ 未成年者の口座
手数料	・未利用口座の対象となった場合、お届けのご住所に事前に「ご案内」文書を送付いたします。 ・事前通知後、一定期間(3ヶ月)経過後もお取引がない場合に、年間1,200円(消費税別)を当該口座から引落しいたします。 ※送付した「ご案内」文書が延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
口座解約	・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、口座残高をもって未利用手数料の一部とし、同口座を解約いたします。 ・ご負担いただいた未利用管理口座手数料のご返却、および解約口座の再利用は応じ致しかねますので予めご了承願います。 ・口座残高以上の負担および口座解約した後の手続きはございません。

※今後、本手数料について変更がある場合はホームページ等でお知らせ致します。

※ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせ下さい。

以上